

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県高田土木事務所において閲覧できます。

令和元年十月十八日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

令和元年六月二十四日奈良県指令高土第三一―四号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和元年十月七日高土第九四二号

公共施設に関する工事の検査済証 令和元年十月七日高土第三八七号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

香芝市狐井三五九番五、三五九番六、三五九番七、三五九番八、三五九番九、三五

九番一〇、三五九番一一及び三五九番一二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

香芝市狐井六〇〇番地二

梶本隆

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 香芝市狐井三五九番一―

下水道 香芝市狐井三五九番一一の一部

水路 香芝市狐井三五九番九